

郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導監査に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱（平成24年6月1日制定。以下「指導要綱」という。）第11条及び郡山市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成24年6月1日制定。以下「監査要綱」という。）第9条の規定により、指導及び監査の実施に関し必要な事項を定める。

(実地指導の実施者)

第2条 実地指導を担当する職員については、その都度、保健福祉部長（以下「部長」という。）が決定する。

2 実地指導は、保健福祉総務課の職員、障がい福祉課の職員、保健所保健・感染症課の職員及びその他部長が必要と認める職員により、複数名で指導班を編成し、これを実施する。

(指導の方法)

第3条 集団指導及び実地指導については、次のとおりとする。

(1) 集団指導

障がい福祉課長が主催して行うほか、障害福祉サービス事業者等が組織する団体等からの依頼を受けて行う。

なお、開催時期、対象障害福祉サービス事業者等は、指導内容等を踏まえ、その都度決定する。

(2) 実地指導

指定施設の実地指導については、対象事業所において、関係者と面談により行う。

なお、開催時期、対象障害福祉サービス事業者等は、指導内容等を踏まえ、その都度決定する。

(実地指導対象障害福祉サービス事業者等の選定)

第4条 実地指導の対象障害福祉サービス事業者等は、原則として次により選定する。

(1) 指定障害福祉サービス事業者

ア 事業者に対する苦情・相談等を分析した結果、実地確認を行う必要がある事業者

イ 前年度までに実地指導を実施していない事業者

ウ 指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所

(2) 指定障害者支援施設

前年度に実地指導を行わなかった施設

(3) 指定一般相談支援事業者

前年度までに実地指導を実施していない事業者

(4) 指定特定相談支援事業者

前年度までに実地指導を実施していない事業者

(5) 指定障害児通所支援事業者

前年度までに実地指導を実施していない事業者

(6) 指定障害児相談支援事業者

前年度までに実地指導を実施していない事業者

- (7) 実地指導又は監査に基づく是正又は改善を要する事項の内容を了承し、障害福祉サービス事業者等に対しその旨を通知した後に、当該改善結果報告に記載された改善状況を実地に確認する必要があると認める場合は、随時に実地指導を行う。

(実地指導の手続等)

第5条 実地指導の具体的な手続は、次のとおりとする。

- (1) 指導要綱第9条第1項の規定による通知は、実施日の4週間前までに文書により行うものとする。
- (2) 指導要綱第9条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
 - ア 対象事業所等の名称
 - イ 是正又は改善を要する事項
 - ウ 措置結果報告書の提出期限及び提出先
- (3) 市長は、提出された措置結果報告書の内容を審査の上、その結果を対象障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

(監査の手続等)

第6条 監査の具体的な手続は、次のとおりとする。

- (1) 監査要綱第7条第1項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書により行う。
 - ア 根拠規定
 - イ 障害福祉サービス事業者等の名称
 - ウ 日時及び場所
 - エ 監査事項
 - オ 準備すべき書類等
- (2) 監査要綱第7条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。
 - ア 対象事業所等の名称
 - イ 是正・改善を要する事項
 - ウ 措置結果報告書の提出期限及び提出先
- (3) 市長は、提出された措置結果報告書の内容を審査の上、その結果を対象障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

(行政上の措置)

第7条

(1) 勧告

ア 監査要綱第8条第1項第1号の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

(ア) 対象事業所等の名称

(イ) 勧告する事由及び事項

(ウ) 勧告事項改善報告書の提出期限及び提出先

イ 提出された勧告事項改善報告書の内容を審査の上、その結果を対象障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

(2) 命令

ア 監査要綱第8条第1項第2号の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

(ア) 対象事業所等の名称

(イ) 命令事項

(ウ) 命令事項改善報告書の提出期限及び提出先

イ 市長は、提出された命令事項改善報告書の内容を審査の上、その結果を対象障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

(事務の担当)

第8条 指導要綱及び監査要綱に基づく事務については、保健福祉総務課が担当する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の指導及び監査から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。